



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ドイツにおけるナポレオン法典の継受
Author(s)	五十嵐, 清; IGARASHI, Kiyoshi
Citation	北大法学論集, 29(3-4), 443-462
Issue Date	1979-03-12
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16275
Type	departmental bulletin paper
File Information	29(3-4)_p443-462.pdf



ドイツにおけるナポレオン法典の継受

—Fehrenbach, Traditionale Gesellschaft und revolutionäres
 Recht; die Einführung des Code Napoléon in den
 Rheinbundstaaten, Göttingen, 1974 の紹介——

五十嵐 清

I

一八世紀末より一九世紀初頭にかけて、ドイツ各地はフランス軍により征服され、その結果、フランスに併合されたライン左岸地域では一八〇四年の民法典がそのまま適用され、ナポレオンによって作られたライン同盟諸国では、民法典の継受が行なわれたり、企てられたりした。一八一五年の王政復古により、その多くは旧に服したが、それでも、ライン左岸の全域と、右岸の旧ベルク大公国の中心地域では、ナポレオン法典（フランス民法典のこ

と）が一九世紀を通じて維持され、ナポレオン法典に修正を加えてきたバーデン・ラント法典も同様であった。このような一九世紀初頭におけるドイツのナポレオン法典継受は、ドイツ法史上重要な事件であり、また比較法的に見てもきわめて興味深い現象である。それにもかかわらず、これまでドイツの学界では、プロイセン史が中心であり、またナポレオン法典の継受は国民的屈辱と受けとられていたため、この問題について本格的な研究は皆無であった。

事情はわが国でも同様である。一般史がこのテーマをとりあげ

ないのはいうまでもないが（その中では、末川清「ドイツにおける『改革』とウィーン体制」岩波講座『世界歴史』19（一九七一年）が比較的詳しい）、ドイツ法研究者もこの問題をほとんど顧みなかった。しかし、近時わが法学界では、法の継受の問題やフランス法とドイツ法の関係の問題に対する関心が高まるにつれて、ドイツにおけるナポレオン法典の継受について言及されはじめた。とくに、石部雅亮氏は「外国法の学び方——ドイツ」のなかで「フランス法の継受」を独立にとりあげ、主として Hattenauer, Zwischen Hierarchie und Demokratie, 1971 により、肯定的に叙述している（法学セミナー一九七四年六月号）。また、大木雅夫氏も「独仏法学交流の史的素描」（上智法学一九卷二・三号、一九七六年）において、K. H. Neumayer, Deutsche und französische Zivilrechtswissenschaft, in: Ius Privatum Gentium, Festschrift für Rheinstejn, Bd. I, 1969 に依拠しながら、まとまった叙述をしている。しかし、原資料に近付きにくいわれわれとしては、ドイツの学者による本格的研究の出現は、待望久しいものであった。

この要望をみたすのが、本稿で紹介しようとする Ehrenbach, Elisabeth, Traditionale Gesellschaft und revolutionäres Recht: die Einführung des Code Napoléon in den Rheinbundstaaten, Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht 1974, 226 S. Habilitationsschrift Gießen である。著者は女流歴史学者であり、本書はギッセン大学歴史学部門の教授資格取得論文であるが、ライン同盟

諸国でのナポレオン法典の継受をめぐる問題について、表題の示すように伝統的社会と革命的法のとの緊張関係に力点を置いて、原資料を駆使して論じた本格的論文である。ドイツの学界では、本書につき、ほとんど同じテーマについて、本書を参照することなく、Schubert, Werner, Französisches Recht in Deutschland zu Beginn des 19. Jahrhunderts; Zivilrecht, Gerichtsverfassungsrecht und Zivilprozessrecht, Köln · Wien: Böhlau Verlag 1977, IX, 642 S. Habilitationsschrift Bochum が発表された（以下、著者名のみで引用）。本書はポツダム大学での教授資格取得論文であり、著者は法学者である。そこで本来ならこの両者を比較対照しながら紹介すべきであるが、今回は時間の関係でフェーレンバッハの紹介を中心とし、シューベルトの研究は一応除外したい。後者はどちらかといえば資料的な研究であり、要約しにくい。前者はすぐれた構想の下に書かれた論文らしい論文であり、しかも本稿が捧げられる矢田俊隆教授は歴史学者であるので、この選択は許されるであろう。なおフェーレンバッハの著書に対し、シューベルトが「サウヴェーニール雑誌」に書評をすることが予告されているが、まだ発表されていない（その代り、シューベルトの著書の最終章を補充したものが、Schubert, Das Französische Recht in Deutschland zu Beginn der Restaurationszeit (1814-1820), ZRG GA 94 (1977), 129 として公表されている）。わが国では、すでに村上淳一氏が本書について言及している（ドイツにおける法の近代化の諸類型）磯村暹『市民法学の形成と展開

上』(有斐閣、一九七八年)八九頁参照)。

本稿は、フェーレンバッハの研究をできるかぎり忠実に紹介することを目的としている。ただし、紹介者はドイツ社会経済史に暗いため、不正確な紹介となることをおそれている。なお、紹介者のコメントは「」中に挿入する。

II

著者は、まず第一章において、以下のように「問題提起」をしている。

ナポレオン法典のドイツへの継受については、これまでほとんど研究がなされていない。『従来の研究史については、S. 9, Ann. I に叙述がある。なお Schubert, S. 9 ff. 参照』。一八一五年以前の改革時代の研究については、これまでプロイセンが中心であり、それに対するフランス革命の影響の有無が議論された。これに対し、ライン同盟時代は屈辱の時代とされた。今日ではこのような国民的偏見は訂正されたが、歴史家の評価としては、ライン同盟の改革をフランスの模範の単なるコピーとは見ず、一八世紀の啓蒙絶対主義の展開と見るのが支配的である。しかし、本書は封建身分社会より市民社会への発展にさいし、ナポレオン法典がどれだけ貢献したかを示そうとするものである。類似の発展はプロイセンの一般ラント法典にも見られるが、ここでは、国家法と伝統的社会身分法が対立しており、政治的社会的特権の廃止には

至らなかつた。これに対し、ナポレオン法典の導入は、身分的特権のラジカルな排除のほか、国民主権と市民の政治への参加のバトスの点で、絶対主義的国家観念に対する立憲的要求と結びついていた。

他の問題は、ナポレオン法典の継受と当時の社会的憲法的現実との関係について生ずる。これは、継受に対する国民政策的抵抗の問題である。さらにこの問題の背後には、ナポレオンの政治的動機と、大帝国の組織にのつての法典の意義の問題がある。反封建のプログラムは国家統一的機能を有する。しかし、ナポレオンは他方で被征服国の支配のため貴族階級を利用した。このため、ナポレオン法典の継受史は、支配技術と社会政策の関係の問題と結びつく。この問題の解明は、ライン同盟とそれに対するフランス帝国の支配体制の根本性格は何か——ライン同盟はフランスの覇権の軍事的泉か、またはヨーロッパの革命化の一段階か——という問題と密接に関連している。

要するに、本書の「叙述の中心には、革命的法典と革命的法的社会秩序との対決がある。それは、その分析が異なる社会的経済的発展をもつ社会の比較研究のために寄与をなしているような典型的問題である。」(S. 10) もっとも、比較のために必要な数量的データが、この場合には欠けている。それでも、この継受史はライン同盟の法・社会史からの一こまを提供できよう。『本書に対し、シュールベルトは、法史学的というよりは社会史的モノグラフであるとする。Schubert, S. 9. もっとも、両者をどこま

料 での区別すべきかは問題である」。

資 料 III

第二章は、「ナポレオンのライン同盟政策とフランス法体系の拡大」と題され、ナポレオンがライン同盟諸国に対し法典の継受を押し進めた動機は何か、が主として追求される。

一八〇七年、ナポレオンはドイツ各地への民法典の導入とライン同盟の設立を企てたが、この政策の動機について、一九三三年のヘルツレ (Hetzle) の研究以来、今日まで論争が続いている。ヘルツレによれば、ナポレオンの政策は軍事的目的だけを迫及したのではなく、革命の成果を全ヨーロッパに及ぼそうとしたのであるが、この企ては、ライン同盟諸国の抵抗にあい、挫折したとされる。これに対し、最近のライン同盟の国制史の研究によれば、ナポレオンは、ヨーロッパの新秩序についての組織的形成のほか、軍事的目的を追及したことが明らかにされ、しかもこの二つの目的の間には、一方が他方を条件づけるといふ関係があったとされる。しかし、(著者によれば) このようなライン同盟の性格づけによっては、フランスの法・行政制度の拡大、ナポレオン法典の導入、モデル国家の設立(ナポレオンによって作られたウエストファーレン王国とベルク大公国を指す)と覇権的政治構想との結びつきについて、説明されえない。たとえば、モデル国家以外にも、フランスの諸制度の導入がはかられている。そこで、

ライン同盟に対する権力政治的擄取と企てられた改革政策とが、どのような関係にあるのが、改めて問題となる。

著者によれば、「法典(ナポレオン法典のこと。以下同じ)は、この政策に対し、いわば道徳的征服の目的のためのプロバガンダとしての役割を果たした。」(p. 10) ナポレオン法典はフランス革命の成果として、ブルジョア的基礎の上に立つものである。その社会革命化プログラムは、政治的機能を果たす。ライン同盟諸国における法典の導入は、社会的原理の均一化を企てるものであるが、同時に、第一次的には、国家をこえる支配体制における政治的統一に役立った(同種の見解は、ライン同盟の内部でも見られた)。このような政治的意図の存在は、しかし、社会革命のプログラムがまじめに考えられなかったことを意味するわけではない。国家市民的平等と自由イデーの宣言は、きわめて現実的な考慮、すなわち征服地の貴族の特権や封建的権利の廃止は、ナポレオンの軍事的財政的予備軍の動員のために、より合理的であるという考慮、と結びついていた。自由よりも市民平等の優位が、これを物語っている。

しかし、ナポレオンは、法典のプログラムを貫徹しなかった。ライン同盟諸国では、農民やブルジョアが弱体であり、貴族がエリートであったため、ナポレオンの支配のために貴族層の協力が必要であった。このため、フランス社会への同化のプロセスは中途半端で止った。さらに、ナポレオンが帝位についた後は、フランス自体のヨーロッパ貴族社会への同化が見られた。ナポレオン

は、功績と業績に基づく新貴族層を主として市民階層より作り出し、彼等のために長子世襲財産制を定めた（これを *majorat* という *majorat* については、稲本洋之助「相続法における立憲君主制的契機——一九世紀前半のフランスをみて」社会科学研究一八巻三号七頁以下（一九六六年）が詳しい）。このため、一八〇七年のナポレオン法典では、補充指定 (*substitution*) の設定を禁じた八九六条が改正された。このような、ナポレオン自身による民法典のプログラムの破壊は、ライン同盟諸国に影響を与え、そこでは、ドイツのレーン法はナポレオン法典と両立するという主張が見られた。

他方、民法典自身も二つの面をもつ。身分制のない国家の最初の法典は、同時にブルジョア的家长的法典であり、ナポレオンは家族法において権威主義を維持した。その他、民法典には社團設立の自由を制限するなど、反自由主義的傾向（他面における福祉国家的原理の強調）が見られる。所有権の概念自身、資本所有ではなく、土地所有に向けられ、所有権の自由についても、ナポレオンは国家介入的に解した。遺言の自由についても、国家的利害に関するものとされた。このような国家介入的傾向は、民法典の農業政策と *majorat* 制の新貴族政策とを結合させている（それは、民法典の平等相続により、従来の大土地所有を崩壊させ、代りに新たな貴族層に *majorat* を与えることにより、君主の安定を計るという政策である）。ナポレオンは、そのために民法典の導入をすすめたのである。

上述のことは、民法典の拡張は、第一次的に支配確保の目的のための手段であることを意味する。結局、民法典の自由主義的社會政策は、それが権力政策のための機能を果たすかぎりで有効であった。

スペイン叛乱以後、ナポレオンはライン同盟に対し、軍事的目的だけを追及した。このため同盟諸国における民法典の継受の進行は、一八一〇年より一年にかけて、いたるところ行きづまった。實際上、民法典を継受したのは、バーデン、ベルク、ウエストファーレン、フランクフルト大公国、それにナポレオン崇拜者により支配されていた小国、アレンベルク (*Arenberg*) とアンハルト・ケーテン (*Anhalt-Köthen*) だけであった。フランクフルト、ヘッセン・ダルムシュタット、ナッサウによって企てられたギーゼン会議での試み——それは修正された民法典を作り、ライン同盟全体に採用させようとするものであるが——は一九一〇年早々失敗した。ヘッセン・ダルムシュタット、ナッサウ、ヴェルツブルグでは、たびたび法典の施行が延期され、ついに施行されることはなかった。ナポレオン法典の原則に従ってバイエルン民法典を作ろうとしたバイエルンでは、一八一一年に方向転回をし、一七五六年のマクシミリアン法典の修正をすることになった。

それでも、ナポレオン法典の革命化プログラムは、ライン同盟諸国では重要なものとして受けとられた。継受の挫折した国でも法典は改革のための基準となった。「法典は、国家の新組織と

もに、法・社会秩序の革新に努めた、かのライン同盟改革者たちのこの上なき宣言書となった。」(S. 28)

IV

ライン同盟諸国におけるナポレオン法典の継受については、種々の角度からの根拠づけがなされるが、著者は第三章「継受のプログラムの根拠付け」において、これを社会政策、憲法政策および国民政策という三つの角度から分析している。

一 その第一節では、ナポレオン法典の導入をめぐる議論は、どの平面でなされたかを概観している。それはまた、改革の担い手がだれであったを明らかにしている。

ナポレオン法典の導入は種々の平面でなされた。ザクセン、北ドイツの小国、ヴェルテンベルクを除き、ほとんどあらゆるライン同盟加盟国では、継受の準備のため委員会が設置され、大学ではフランス法の講義が命ぜられ、各種の出版物で議論が展開された。法律専門家の間の議論も行なわれ、ナポレオン法典の注釈書が続出した。しかし、本来の議論の中心は、各国に設けられた法律委員会であった。各委員長同士の間で接触があり、フランスとの交流もなされた。ベルクとウエストファーレンでは、フランス人(ブーニ¹⁾ Beugnot とシメオン Simon) が活躍した。バーデンでは、ブラウアー(Brauer) が圧倒的影響力をもった。バイエルンでは、フォイエルバッハ(Anselm Feuerbach) が活躍した

が、初志を貫徹しえなかった。ナッサウのアルメンディンゲン(Almendingen) は国境を越えて活躍し、彼のイニシアティブで、一八〇九年より一〇年はじめにかけて、ギーセンで全ライン同盟国の共通の立法の準備のための会議が開かれた。立法事業の公開への要求もみられ、世論の新たな機能も期待された。しかし、結局討論の参加者は専門家に限られた。当時は、各個人の市民的生存が身分的社会秩序に拘束されていたからである。この問題は、革命と改革の複雑な関係に関するものである。革命的状况のないところでの改革は、どの身分にも依存しない少数の階層、すなわち官僚によって担われる。しかし、ライン同盟諸国では、プロイセンと異なり、この役割は、司法官僚と民法改革者が担った。彼等は往々にして行政官僚と対立した。

二 さて、第二節では「社会政策的プログラム」をとりあげる。「ここでいう「社会政策的」ということはは広義で用いられ、「社会的」といった方が分りやすい」。ナポレオン法典の社会政策的プログラムについての議論の中心には、法典の反封建的諸規定、すなわち、分割所有権の廃止と人身の自由を制限する役権(Gericht)と賦課(Abgaben)の廃棄があった。しかし、ライン同盟諸国における農業改革は不完全なものであった。貴族はいぜんとしてグレントヘル(Grundherr)としての権利を保持した。領主裁判権も廃止されず、国家の監督に服することになっただけであった。陪臣化した貴族は、ライン同盟規約により、領主的封建的権利を保障された。たしかに、農民は封から解放され、Leibeigenschaft

(体僕制)は廃止され、*Fideikommiss* (家族世襲財産)は *majorat* に代えられたが、種々の賦課制度と夫役 (*Eron*) 義務を伴う世襲・定期小作地は残った。役権と封建地代は償却可能と宣言されるだけであった。

土地所有関係のカオスの多様性は、統一的農業改革を著しく困難にした。種々様々の占有権と所有権が存在した。農民の社会的地位も区々に別れていた。農民の負担の程度も、それぞれの地位により異った。もちろん農民の経済的地位は、権利の性質よりも農地の大きさや収益力による。西南ドイツには小土地農民が多い。彼等は副業なしでは生きていけない。それゆえ、農民の経済状態の改善は、賦課の廃止、減少および負担のより正当な分配により可能となる。しかし、それは貫徹されなかった。

パラドクシカルにみえるけれども、革命的なナポレオン法典は現存の農業関係を維持することに貢献した。法典の反封建的プログラムは、一七九二・九三年の封建的諸制度の無償廃止ではなく、一七八九年の有償廃止のイデーに適合していた(とくに五三〇・五四五条)。革命後のフランスでは、これらの規定は、ブルジョアの利益のために、所有権の保護を保障するものであったが、ドイツでは、それは封建制を民法典に組みこむための裏口となった。封建的地代も単なる地代と解されるかぎり、それが償却可能であれば、民法典と矛盾しないことになる。たしかにグルントへの土地支配権は、法典の文脈において、その所有権としての性格を変じたが、物質的収入の点ではほとんど変らなかつた。一八

〇八年より九年にかけて、ライン同盟諸国でなされた *Leibensschafft* の廃止はいずれも有償であり、封の廃止にさいしても、封建的賦課は他の形で維持された。このため、封の廃止は、実質的には、従来のさまざまな賦課が統一的な地代の支払に代っただけなので、封主には何の変わりもなかつた。

夫役の方は、民法典の規定と調和させることが、より困難であった。民法典にも役権の規定はあり、それは封建的夫役とは区別されるべきものであったが、条文の文言からいえば、その規定(六三七・六八六条)は農民の *Handdienst* (手夫役) や *Spanndienst* (運送夫役) にも適用可能であった。ドイツでは、この規定は人役 (*Personalfroden*) を禁止したものであり、地役 (*Real servitute*) を禁止したものではないと解釈された。このような解釈に対し、農民は反発した。自由主義的ジャーナリストや民法典の支持者は、法典の文言ではなく、精神を援用して、夫役の廃止を主張した。ベルクでは、ブーニョの申し入れにより、一八一一年の勅令で、夫役はすべて無償で廃止されることになったが、そこにも抜け道はあつた。

同様のことは、賦課や他の特権 (*Gerechtsame*) にも妥当した。封建制度を民法典の中心に組みこむことは、グルントヘルシャフト (*Grundherrschaft*) についての古い観念を根本的に変更することを意味する。いまや封建的諸関係は、民法一七八〇・五三〇条の適用される私法的関係となり、グルントヘルは単なる大土地所有者になった。このことは、同時に、分割所有権の廃止をも意

味する。ベルクでは、一八〇八年のマドリッド・デクレにより、それは実施された。このデクレはまた、農民に自由な土地の処分を認めた。分割所有権の残ったところでも、漸次封建的賦課等を民法典の資本主義的地代と同様に扱おうようになり、そのために地代を抵当簿に登録することが命ぜられた。このような立法は、従来の錯綜した権利を単純化し、統一化することを目的としている。大土地所有の資本化と商業化は、とくに新しい抵当権法により促進された。しかし、この立法に対し保守の側から反対があり、激しい議論がなされた。

所有権の自由、人格の自由、自由な財貨の取引および秩序づけられた抵当制度による土地所有の資本化、これらは、民法典をめぐる討論から引き出される社会政策的要求であった。封建制を改革的方法により漸次廃止する必要性は、民法典のすべての支持者により承認された。

ただし、南ドイツ諸国家における農業改革は、モデル国家にくらべると、より用心深く行なわれた。そこでの主要な障碍は、陪臣化された高級貴族の *Standesherrschaft* の存在であった。シュタインデスヘルは最も豊かであり、かつライン同盟規約で保護されたグルントヘルであるので、彼等に対し民法典の規定を貫徹することは困難であった。他方、モデル国家でも、フランス式 *Majorat* に関して、同様な問題があった。

また、南ドイツの中小国家では、国家直轄地の賦課と夫役の廃止・償却は、何よりも財政問題を意味した。それゆえ、租税制度の

改革なしには、ナポレオン法典の継受はできないと解された（アルメンディンゲンの見解）。農民にとっては、だれに賦課を払うべきか、グルントヘルか国家かは、どうでもよいことであった。

民法典の社会的プログラムは、目的に対する手段として、まず国家の利益に奉仕したという点に、本来の危険があった。軍事上の梟としてのライン同盟は、社会だけでなく、主権国家の権力に役立つ社会制度を要求した。そのかぎり、社会政策的プログラムは、市民の自由権を貫徹するために十分ではなかった。どのような憲法上の観念がその基礎にあるかが、決定的に重要であった。そこで、自由な私法の支配は、それが憲法に影響を与えることによって、はじめて確保されるのではなからうか、という問題が生ずる。次節で、それをとりあげよう。

三　そこで、第三節では、民法典の「憲法政策的プログラム」が問題となる。

ナポレオン法典の取りあつかう法素材からいえば、新法典は市民的関係の改革をめざすものであることは、いうまでもない。公法と私法の区別は、ブラウアーやアルメンディンゲンにはよく知られていた。しかし、純粹に私法的な思考では、袋小路に入ってしまう。市民的自由を政治的自由に優先させるならば、私法を憲法上貫徹することは最初から問題外となる。伝統的な民法改革者たち（たとえばブラウアー）の考えは、實際上そのようなものであった。

ナポレオン法典が、プロイセン一般ラント法典（ALR）と同

様、市民的な自由と平等にのみ関するかどうかは、問題である。A L Rの起草者（クライン Klein）は、ひとは政治的自由に関与しなくても、市民的自由をもつことができると考えた。これに対し、フランス法の支持者たちは、ナポレオン法典を啓蒙絶対主義の自然法典（A L Rのこと）と対照させ、A L Rの継受に反対した。とくにフォイエルバッハは、市民的関係の改革は、孤立して取りあつかうことはできず、機能的に公法の改革と結びつく、という見解をドイツではじめて示した。彼によれば、ナポレオン法典は立憲法治国家の法典であり、その継受は、フランス型行政と権力分立・代表制をもつ憲法を前提としなければならない、とされた。

フォイエルバッハの見解は、公法学者の間に賛成を見出した（とくにツァハリエ Zachariä）。彼も、憲法の変更がなければ、民法典の導入は不可能であるとしたが、ただし、法典の修正は可能であると考えた。

ギーゼン会議に出席した民法改革者たちも、新しい法典は同時に憲法政治的に重要である、という結論に達した。とくに、この会議を主宰したアルメンディンゲンは、公法と私法の間に融けがたい矛盾が作られることを考慮しないで、ナポレオン法典の無制限の継受を主張するのはオプティミズムだとした。さらに、民法と民訴法の関係も問題となり、民法典のほか、フランスの裁判制度の導入が議論され、司法と行政の分離、裁判所の独立性など公法上の新たな原理と民訴法が結びついていることが明らかにされ

た。かくして、憲法と民法改革の相互影響への洞察は、ギーゼン会議の中心テーマとなった。この会議に代表を送った三国（ヘッセン、ナッサウ、フランクフルト）では、憲法の不存在が民法典の導入に対する最大の障碍とみられた。そこでは、古いラント身分的憲法は存続していたが、アルメンディンゲンはそれを廃し、新たな国民代表の原理の導入を主張した。

もっとも、ライン同盟で代表制として理解されたものは、ナポレオン憲法、およびそれにならったウエストファーレンと、バイエルンの憲法であり、それは貧弱な選挙制をもち、国民代表の政治的権利を租税の同意と法律の制定だけに制限するものであった（みせかけの立憲主義）。それにもかかわらず、少なくとも代表の觀念と官僚的絶対主義とは矛盾することが、看過されるべきではない。一八一五年以降、ライン同盟諸国は、ナポレオンに代って、その存在の擁護を憲法に求めざるをえなくなったことは、教訓的である。後にライン同盟のジャーナリストや法律家が三月前期（Vorjahr）の憲法論争に加ったときに、彼等の主張した妥協的自由主義の矛盾的な中間案は、この時代にさかのぼるものである。

この論争についての古典的文書は、一八一一年より一二年にかけての、アルメンディンゲンの「機構構想（Organisationsentwurf）」である。彼はここで憲法論を展開し、ライン同盟諸国の君主制を批判し、ナポレオン憲法のもつ欠陥を認めつつも、それをドイツで採用することをすすめた。他方、彼はイギリス憲法

についても補論を行ない、それ(世論の支配により緩和された君主制)を過渡期とみている。ところが、アルメンディングンは、彼の政府(ナッサウ)に対し憲法の導入を思いとどまらせた。それは、外交政策上の考慮や憲法についての彼の考え(モンテスキューの影響が強い)による。市民的諸関係の改革を行なうことが憲法の導入の前提条件となるとされたのである。

アルメンディングンの見解は、当時の憲法・民法的努力を代表するものではないが、しかし、彼やフォエルバッハは、アウトサイダーとみなされるべきではない。彼等の努力は現実には挫折したが、その著述は、啓蒙絶対主義と初期自由主義のジンテーゼの可能性を示している。

アルメンディングンは、ナッサウのような小国の政治力では、彼の目標を達成するのに十分でないことを知っていた。民法典の継受、フランス式機構・行政・憲法の導入は、全ライン同盟加盟国の共同努力によってのみ実現できる、と考えられた。「ギーン会議は、共同の法典の編纂とともに、国民的統一を促進する最初の試みをした。民法および憲法論争の三月前期の自由主義を志向する今一つの成果は、かくして、国民的観念——しかもそれは北ドイツ・プロイセンの解放イデオロギーとは別——の成立であった。」(S. 68)

四　そこで、第四節では、「国民政策的プログラム」がとりあげられる。

外国法典の継受が国民思想の成立と結びついているのは、一見

意外な感がある。とくに国民主義者たちがナポレオン法典の導入に反対したからである。しかし、彼等のいう愛国主義は、古いドイツの制度を守ろうとするものであった。これに対し、グロルマン(Grolman)、ゲンナー(Günner)、アレティン(Aretin)らは、カントの世界市民主義の立場から、ナポレオン法典の理性法の原理を支持した。その法典の基礎はローマ法と、書かれた理性であり、一国の国民性に関係しないので、外国法典の継受は、その国と同様の教養ある国民にとって嫌悪すべきでないと考えた。

しかし、ナポレオン法典の支持者のすべてが理性性法の信奉者というわけではなく、モンテスキューの立法の相対性に基づき、外国の法典は修正なしには継受しえないと説く、第三の学派が存在した。アルメンディングンやブラウアーが、その代表である。彼等によれば、法典の修正とは、原理の変更ではなく、法典の憲法的・社会政策的プログラムを放棄することなく、国民精神を顧慮して、ドイツの事態に適合させることを意味した。

このような継受の国民的正当化は、同時にきわめて具体的な国民政策的目標である、ライン同盟の建設と結びついていた。この種の観念はけっして新しいものではなく、すでにライヒの愛国主義者により、統一的法典の制定が主張されていた。このような古いライヒ改革の観念と結びついて、民法典はライン同盟の連邦法典だとする声もあったが、これは幻想に終わった。

いま一つのライン同盟建設を促進する道は、連邦裁判所の設置であったが、これにも反対が多く、このためアルメンディングン

らは、ギーセン会議において、共同の破毀院 (Kassationshof) の設立を提唱した。これにより、同盟間の法の統一と加盟国の司法権の独立を調和させようとしたのである。

以上の全討論において、古い伝統をもつライヒ愛国主義的改革の努力が展開されたが、それと民法典の社会政策的プログラムおよびその根底にある憲法政策的觀念が結びつくことによつて、それは将来性あるものとなった。まさにライン同盟時代のはじめにライン同盟イデオロギーと、新ドイツへのライヒ愛国主義的期待とが、ナポレオンのプロバガンダと一致したのである。そして、このような、ドイツの統一のために外国法典の継受が必要だとする論証の中に、継受の本来の正当化が見出される。ナポレオンはこの観点から、ドイツ統一のための絶対権力者として出現した。しかし、ライン同盟で考えられたドイツ国民の統一は、プロイセンの国家統一ではなく、連邦的個別国家における社会制度の統一と、一様の憲法と行政の創造とを意味した。新しい政治的社会的共同体は、同時に経済的統一に仕えるべきであった。

以上のような諸傾向により、ライン同盟愛国主義が形成された。それは、一八世紀の啓蒙的ライヒ愛国主義と一九世紀の自由民主主義との間の接点とみることができる。ライン同盟は、たしかに多くの点で、ナポレオンの人工的創造物であったが、その支持者にとつては、それはライヒの伝統の守護者に値した。王政復古とともに、このようなフランス法の過度の影響に対する国民的保守的闘争が開始された。それによつて、ドイツの国民性と西欧

的自由概念の結合は崩壊した。

V

以上で、ナポレオン法典の継受についての各種プログラムの検討をおえた著者は、第四章「フランス法と革命的な社会秩序」において、各ライン同盟諸国において、フランス法の継受がどのように行なわれたかを分析している。そのさい、著者は、(1)無制限にナポレオン法典を継受したベルクとウエストファーレン、(2)法典を修正して継受したバーデンとフランクフルト、(3)法典の修正か延期かをめぐるギーセン会議の討論と、一部規定の施行を延期したナッサウ、(4)旧勢力の反対により継受が挫折した、バイエルン、という四つのモデルに分けて、論じている。この部分はその中心をなすものであるが、紙数の関係上、概略の紹介にとどめざるをえない。

一 第一節では、「モデル国家、ベルクとウエストファーレンにおけるナポレオン法典の無制限の継受」がとりあつかわれる。さて、ウエストファーレンでは一八〇八年より、ベルクでは一八一〇年より、ナポレオン法典は無制限に施行された。この二国のモデル国家としての意義は大きい。それは、フランス革命の成果を、革命前の社会へ、改革的方法で導入することは可能か、という問題について実験を試みたからである。この二国を指導したフランス人、プーニョとシメオンにとつては、一七八九年の実験

(資本化的土地改革)がくりかえされた。しかし、ドイツでは土地の資本化がほとんど進んでいなかったため、フランス法を移入するための本質的条件が欠けていた。このようなところに無制限にナポレオン法典を継受すれば、その直接の結果はカオスであることが明らかであった。

困難な問題は、まず制度的前提が欠けているために生じた。とくにウェストファーレンでは、王国設立後、何の用意もなしに、すぐナポレオン法典が導入された。その後、あいついでフランス式裁判所構成法はじめ各種の立法がなされたが、それらは多くのまさつを伴った。そのため、司法改革はうまく行かなかった。ベルクでも、法典施行までの間に、その適用に必要な制度はすべて欠けていた。一八一一年になって、ようやく公証人法や裁判所構成法が施行されたが、それらは住民にかえって不便を強いた。下層官僚は改革に協力的でなかった。

農業改革のための諸立法の実施にさいしても、市民階級と下層官僚との連帯性が欠けていた。ナポレオン法典の規定による市民的法律行為(相続分割や売却)は、すぐに多くの障碍に遭遇した。とくにウェストファーレンでは分割所有権を廃止しなかったため、農地の相続分割に対し、グルントヘルが抗議をした。このため、政府は民法七三二・七四五条を相続に関し失効させた。同様のことは、直轄地に属する土地の処分についても生じた。これでは、民法典の規定する所有権の自由な処分は、単なるフィクションにすぎなかった。これに対し、ベルクでは一歩進め、一八〇八

年に分割所有権を廃止した。ただし、その実効性は償却制度の機能にかかっているが、ベルクの償却制度は複雑なため、分割所有権の廃止は、再び新たな困難さをもたらした。

償却立法の過誤と混乱は、革命的フランス法と革命前のドイツの農業関係との対決がどんなに多様複雑な問題を生ぜしめるかを明らかにしている(フランスの農民は、まさにそのため償却に抵抗した)。ベルクとウェストファーレンでは、当初一七九〇年のフランスのモデルに従った償却立法をした。しかし、事態は立法者が考えたよりもはるかに複雑なため、このような資本主義的償却理論は、実際上の不都合が多く、つねに新たな立法を必要とした(とくに十分の一税の償却について)。

各種の封建的賦課の償却については、その異質性と多様性のため、政府は明らかに対応しえなかった。それに、夫役や禁制権(Bannrecht)の償却問題が加った。ウェストファーレンの一八〇八年デクレは、一定の夫役を無償廃棄することを定めたが、その適用範囲について困難な問題が生じた。これに対し、ベルクでは無償廃棄されるべき夫役と、そうでないものの区別がよりはっきりしなかったため、グルントヘルはできるかぎり法律を免れようとし、農民の反対にあった。

その他、一八〇九年より一〇年にかけての農民騒動では、禁制権(とくにMühlban)が争の対象となった。結局、ベルクでは一八一一年九月のデクレにより、あらゆる禁制特権を無償廃止した。ウェストファーレンでは、立法はなされなかったが、政府

は既存の *Patentsteuergesetz* (特許税法) を農民に有利に解釈した。

二つのモデル国家における社会政策的措置の成果を比較すると、ベルクの立法の方に、一八一一年九月デクレにおいて、多様な問題の全体的解決を試みたという功績が帰せしめられる。前記デクレは、ナポレオン法典の意味におけるすべての封建法の廃止を意図したのである。このデクレの最も重要な課題は、錯雑した賦課制度の純化にあった。もちろん、賦課の限界付けは困難な仕事であった。九月デクレは、無償廃止されるべき賦課と、償却可能な権利について、それぞれ詳細なリストを作ったが、十分ではなかった。その他、各種の夫役についても、立法者は農民の利益を守ろうとした。しかし、グルントヘルは、この法律を全く遵守しようとしなかった。しかも、一八一二年初頭、裁判所は、九月デクレに関して、グルントヘルに有利な判決を下し、それに続いて、政府は係争中の訴訟をすべて無効とするデクレを出したため農業改革は挫折した。「それにもかかわらず、ベルクの一八一一年九月デクレは、ライン同盟改革時代の最も重要な法律の一つである。」(S. 100) 本来、政府はパリからの援助なしには、貴族の反抗に対し、自らを貫徹することはできなかったが、この時期(一八一一年より一二年にかけて)には、ナポレオンはすでに貴族との妥協を考えていたので、農業改革のプログラムは失敗に終わったのである。

ウェストファーレンでは、政府は新旧貴族の反抗に遭遇した

が、そこにはベルクの九月デクレのような法律は制定されなかった。シメオンの努力も、効果は僅少であった。ウェストファーレンには、償却を可能にする財政的余裕はなかった。農民には、生存のミニマムの保障もなかった。このような状況においては、償却による農業改革は、小農小作人にとり利益をもたらさなかつた。封建的所有権概念をナポレオン法典の市民的民法に置きかえることは、なお長期間にわたり、農民の解放を保障しなかつた。当時のプロイセンの農業改革に対し、農民の解放はヘル (Heil) の解放ではなかつたかという批判があるが、同様のことは、モデル国家の農業立法にも妥当する。

二 第二節では、「バーデンとフランクフルト大公国における妥協的解決、封建制の民法典への組みこみ」について、論ぜられる。

モデル国家で行なわれたナポレオン法典の無制限の継受は、ライン同盟の他のどの国でも模範とされなかつた。いたるところで法典を修正し、ドイツの諸関係に適合させる案が議論された。とくにバーデンとフランクフルトでは、封建制を法典に組みこむという妥協的解決がなされた。

バーデンの継受プログラムの首唱者であるブラウアーについては、古バーデンの伝統の守護者として評価が別れている。そこで、ブラウアーの本来の意図は何であったかを問題としたい。西南ドイツでは法は不統一であったので、バーデンでは、当初より、社会改革よりも法の統一への努力が前面に出ていた。ブラウアー

は、すでにライン同盟設立以前(一八〇六年)にナポレオン法典の継受を考えたが、その理由は、法典はローマ法に基づいておりバーデンの諸事情に適合させるための修正は容易である、という点に求められた(法典がフランス革命の成果であることは、問題にされていない)。同盟設立後、ナポレオン法典導入に関する一八〇八年の意見書においても、ブラウアーは、基本的にはナポレオン法典を擁護し、ただし、法典にはバーデンの多くの制度について規定がなく、また法典の規定のなかにはバーデンの法制度に反するものがあるため、その修正は必要であるとした。このような修正は、具体的には、バーデン・ラント法典の五分の一を占める付則(Zusätze)により実現された。それにより、ナポレオンの革命的法典は、封建法の法典編纂に変わった。

ブラウアーは、いたるところで、このような修正手続を正当化しようとした。しかし、彼は伝統をそれ自身のために擁護しようとしたのではない。ライン同盟規約に基づくもの、および国家体制の維持のために必要なもの(直轄地の十分の一税の維持)を除き、ブラウアーは、農民の所有権の承認の必要性を説いた。もっとも、そのためには合意による償却が述べられたにすぎない。相続法においても、付則のなかで、貴族基本財産(Stammgüter)は維持されたほか、封の分割性や一子相続制(Anerbengericht)の維持も認められた(ただし、後者については、共同相続人に支払うべき補償を引き上げた)。

ブラウアーは、けっして封建関係の維持だけを意図したのではない

いが、結果としては、プロイセンのALRと同様、一見たんなる法的現状維持に終った。しかし、ナポレオン法典の原理は、バーデン・ラント法典から、跡形もなくなったわけではない。ブラウアーによれば、付則という形をとったことは、ナポレオン法典の理性法を法理想として承認したことを意味する。法典の本文と付則を対比すれば、両者の間の緊張関係と、今後の発展の方向が示されている。ブラウアーは、歴史的法の擁護者でも、また一八一四年以降のナポレオン法典の批判の先駆者でもない。彼は、前述のようにモンテスキューの支持者であり、自然法の原理と、立法および個々の国民の一般精神との関連を洞察している。

ブラウアーは、フランスの裁判制度の長所も承認していた。それらの制度の導入には限界はあったが、それは残念なことだとされた。一八〇九年に公布された、新しいラント法典のための機構法は、彼が古い裁判制度を優遇しようとしなかったことを示している。

しかし、ブラウアーの改革は、同年ライツェンシュタイン(Raitzenstein)が政権の座につく及び、中絶せしめられた。ライツェンシュタインは、フランス式中央集権的行政改革に専念しこのため民法改革は一頓挫をきたした。

当時のアンケートによると、法典はバーデンにおいて驚くべきほど早く、かつまさつなく移植されたことが分る。もっとも、一連の制度上の問題が解決されずに残った。とくに問題となったのは、婚姻法、市民生活の世俗化および国家と宗教の分離であつ

た。そして、ここでも妥協はかられた。

(著者は、つづいて、バーデンにならって付則付で一八一〇年にナポレオン法典を導入したフランクフルト大公国について、詳説している。しかし、紙数の関係で、紹介は省略したい。結論的にいえば、それは、バーデンよりも、もっと一貫性がなく、しかも大公国の崩壊により、一八一四年に法典は廃止された。それでも継受が痕跡を全く残さなかったわけではないとされる。)

さてバーデンでは、ブラウアーのプログラムは徐々にしか実現されなかった。三月前期の過程で、ラント法典は民訴法と裁判所構成法により補充された。これに対し封建法的付則の変更は、一八一九年の貴族令により、長期間封じられた。それ以後一八四八年までの三〇年間に、政府と議会は、絶えず農業体制と個々の償却法の改正を行なった。しかし、封建法の最終的排除は、一八四八年四月によりやく実現した。これまでの改革が不十分であったため、バーデンが一八四八・四九年の革命的農民蜂起の中心となったように思われる。

結論として、「それにもかかわらず、モデル国家の継受史にくらべて、バーデンの問題解決は、本質的な点でまざっているといえることができよう。それは、理性法的原理を『一国の条件づけられた事情』に適合させ、『歴史的』法と抽象的合理的な理性法とを調整する試みを表現している。』(S. 123)しかし、バーデン、さらにフランクフルトの例は、このような努力と調整がどんな困難に遭遇し、その結果どんなに容易に現状を固定化する危険に陥る

かを、示している。「なお、バーデンにおけるナポレオン法典の継受の評価について、石部・前掲法セ一九七四年六月号一五四頁参照」。

三 第三節は、「修正か延期か？ ギーセン会議における継受プラン」と題され、主としてギーセン会議の意義が論ぜられているが、同時にこの会議の主宰者であるアルメンディンゲンによって指導された、ナッサウにおける改革についてもふれられている。

アルメンディンゲンは、すでに一八〇八年初頭、ナポレオン法典の基礎の上に共通の祖国の法典を作るために、全ライン同盟国の法律委員会を設置するプランを抱いたが、紆余曲折の末、一八〇九年九月ヘッセンのギーセンにおいて、ヘッセン、ナッサウおよびフランクフルトの代表者が集って、統一法典制定のための会議が開かれた。しかし、この会議は最初から代表者の足並がそろわず、アルメンディンゲンの努力にもかかわらず、一八一〇年初頭に早くも中断し、目に見える成果は何も残らなかった。このため従来の研究史では、ギーセン会議を重要視していないが、(著者によれば)「それにもかかわらず、ギーセンの討議は多くの点で注目に値する。他のどこでも、継受の問題、さらにはその政治的可能性が、これほど公然と議論されたことはなかった。……とりわけその政治的意義は、少なくとも実現可能な選択肢として注目に値すべき独自の継受モデルを、提供した点にある。』(S. 124)「なおギーセン会議については、シュューベルトも詳論している。

ギーセン会議では、モデル国家の無制限の継受も、バーデンの妥協的解決も、いずれも支持されなかった。アルメンディンゲンは、モデル国家と南・中部ドイツのライン同盟諸国とは政治的前提が異なること、バーデン方式はナポレオン法典の精神に反することを指摘し、それに代って、機構的前提が欠けたり、貴族の現存する封建的権利のために、すぐには継受できない諸規定の施行を、とりあえず延期することが有意義であるとした。「修正(Modifikation)」の代わりに「延期(Suspension)」というのが、彼の公式である。それはまた、改革の下からの漸次的実現という国民教育的意図を有するものであった。

このプログラムは、全体として支持されたが、個々の点では争われた(とくに機構問題について)。アルメンディンゲンは官僚の教育の必要性を認めた。そのために、官僚志望者にフランス法の試験を課した。しかし、彼は官僚主義的國家を志向したのではなく、国民代表による行政機構のコントロールを不可欠と考えていた。法典の反封建的規定の施行延期は、社会改革は憲法の保障の下でのみ実現されうるという主張、と結びついている。それはまた、ナッサウのような小国の財政事情と関連していた。彼の進化的長期的視野から設定されたプログラムは、多くの点で、現在の諸事情と実際上の経験に適合していた。

ナッサウでは、一八一一年初頭、アルメンディンゲンの提案により、ナポレオン法典のうち一〇三六カ条(約半分)を、そのた

めの機構とともに、一八一二年より施行することが決定された。

しかし、その直後にバーデン同様内政の変化が生じ、官僚機構の再編成が優先したため、法典の施行時期は一八一三月一月一日まで延期された。そして、ナッサウでは民法典はついに施行されることになかったが、ナポレオンの失脚後も改革は続き、一八一四年にドイツではじめての憲法をもった。シュタイン(Stein)は、この憲法を解放戦争の成果として賞讃したが、しかし、それはライン同盟の遺産を承継し、フランスのモデルに忠実な憲法であった。そのことをアルメンディンゲンは、一八一四年の「政治的見解(Politische Ansichten)」のなかで強調している。「アルメンディンゲンの『政治的見解』は、ライン同盟時代の諸経緯と、三月前期の当初の数年間の初期自由主義的諸要求との、橋渡しをした。そのかぎりで、それは、ギーセン会議の構想と計画もまた効果かなかったわけではないことを、示している。」(S. 138)というのが、本節での著者の結論である。

四 さいごに「バイエルンにおけるナポレオン法典の継受に対する封建的・貴族主義的抵抗」が論ぜられる。バイエルン王国のモントゲラス(Montgelas モンジュラ)の時代は、ライン同盟の改革時代の本来古典的な範例と記することができる。それは、同時にライン同盟の支配システムの特徴となった官僚的啓蒙絶対主義の後期形体としての典型でもある。しかし、ライン同盟時代には二つの顔があり、モントゲラスの改革プログラムは、フランス革命の影響なしには考えられない。モントゲラスもまた、プーニ

ヨシメオンと同様、第一次に革命後の時代の政治家であった「モントグラス」に対する従来の評価につき、末川・前掲七七頁参照）。とくに、彼のツヴァイブリュッケン時代の初期の著作は、彼がどんなに立憲議会 (Constituante) の社会的政治的目標によって影響されているかを、明らかにしている。そこに見られるモントグラスの政治的確信は、無制限の国家絶対主義よりも、改革的国家理想主義に相応している。もちろん社会的政治的現実とは、他のライン同盟諸国と同様、この改革プログラムに対立している。

すでにツヴァイブリュッケン公の政治顧問として、モントグラスは貴族の抵抗を嘆いていたが、新王国 (バイエルン) の首相として、貴族政策においては、用心深く、さらにはオポチュニスト的にふるまい、彼の構想を、よかれあしかれ事態に適合させた。これに対し、数は少ないが、強力なバイエルン貴族層は、当初から反対党を形成し、それはナポレオン法典の継受史にとって決定的な意義をもった。

バイエルンにおける一八〇八年一月の最初の継受プランは、ナポレオンにより命令されたものであった。しかし、モントグラスは間接的継受を考え、法律委員会に対する訓令の中で、ナポレオン法典の原則の上で、それを緩和する付則付のバイエルン民法典の制定を命じた。かくして、法律委員会の長であるフォイエルバッハにとって、最初から有利な兆候はなかった。バイエルンの継受モデルは少くともフランスの希望に反し、最初から独自の法典を意図していた。他方、訓令はバーデンよりも広い活動範囲を残

していたため、フォイエルバッハは、最初の意見書 (一八〇八年一月発表) において、ナポレオン法典を立憲法治国家の法典と解し、法改革と憲法改革の関連を明らかにし、封建制の廃止を要請した。

この意見書は Statut に向けられたものであったが、モントグラスはそこへの提出を避けた。そのため、法律委員会の仕事も停滞した。その上、法律委員会は別に設けられた機構委員会 (それは温和な改革コースを進んでいた) とライバルの関係にあった。もっとも同年七月の機構令は、若干の点で新民法典を顧慮していた。これに対しフォイエルバッハは、意見書のなかで、新しい裁判所制度はナポレオン法典の原理に従って作られるべきである、という見解を示した。同年九月の機構令は、領主裁判権の漸次的消滅を志向するものであった。しかし、この見透しは当然、バイエルンの古い貴族層がエネルギッシュに抗議した。その後、領主裁判権は貴族政策の本来の問題となり、一一年末のマジヨラ令により、改革は一部後退した。

これらの論争において、法律委員会はつまずきの石となった。Statut における封建貴族的反対派は、民法典をブロックすることに成功した。すでに一八〇九年のはじめには、法律委員会の仕事は完全に行き詰まった。しかし、フォイエルバッハは、基調報告において、いま一度ナポレオン法典の社会政策的プログラムを擁護した。彼は、結論として、フランスの立法者が、ドイツ、さらにバイエルンのために作ったであろう法典の採用を主張し

た。この報告は、はげしい憤激をひきおこした。反対派は、ナポレオン法典の継受ではなく、クライトマイア (Kreitmayr) 法典 (マクシミリアン法典のこと) の改訂をすべからざることを主張した。両者の間の深淵は、妥協によってほとんど架橋しがたかった。

フォイエルバッハに決定を迫られたモントゲラスは、決定をひきのばした。そのうちに外交情勢が変り、彼は継受問題について政治的考慮をする必要がなくなつた。そこで彼は、ナポレオン法典、憲法および機構令の基礎の上で新しい法典を改訂すること、その改訂は、法律委員会ではなく、Staatsrat 自身または種々のセクトより構成される委員会によって行なわれること、を提案した。それは、戦術的考慮と原理的考慮が結びついた解決であつた。この妥協的提案は、フォイエルバッハ等の反対を押しきり、国王の認めるところとなつた。一八一一年一月の Staatsrat の会議で、外見上は新法典だが、それはナポレオン法典ではなく、マクシミリアン法典の基礎の上で公布することが決定された。この一般民法典の編纂は、フォイエルバッハのライバルであるゲンナーによつて導かれた。草案は一八一四年七月に完成したが、もはや裁可は考えられなかつた。この草案には、フォイエルバッハの準備作業は顧慮されている。クライトマイア法典は根本的に改訂され、多くの箇所ではナポレオン法典の理論におきかえられた。

フォイエルバッハは、一八一二年に公表した著作の中で、一八〇八年を継受史の頂点と記した。このときまでは、バイエルンのモントゲラス時代は直接にフランスのモデルを志向していた。そ

の後、他のライン同盟諸国と同様、封建的反動がはじまつた。その原因は、ライン同盟政策一般について妥当する。「バイエルンの例において、ライン同盟の改革がナポレオンの政治の変化といかに密接に結ばれているかが、おそらく最も明瞭にあらわれる。しかしまた、互に対立する諸傾向、方向闘争、政治のコースの變化は、この時代にどのような政治的社会的緊張が解決されたかを示している。啓蒙絶対主義は、すでにその絶頂を越えていた。」(S. 145)

VI

さいごに著者は第五章で「総括と展望」を試みている。ここでは「総括」の紹介は省略し、「展望」の部分の要約だけを掲げる (S. 150 ff.)。

政治的結果からみれば、ナポレオン法典のライン同盟国への導入をめぐる闘いは、ひとまず敗北に終つた。しかし、かつてのライン同盟諸国とライン法のラント (ライン左岸地区) において三ヶ月前期の自由主義運動が発生したのは、偶然ではない。とくに南ドイツとライン地方の官僚・枢密院自由主義は、ナポレオン法典が普及させたイデーの媒介なしには、考えられないであろう。ライン同盟の民法改革者たちの努力は、一八一四年以降は、ライン法をめぐる闘争のなかで継続されたが、その闘争はドイツにおける法治国家原理の拡大に決定的に貢献した。ライン地方における

フランス的法および裁判制度の存続は、過渡期の一般的経験をたえず呼びおこした。ライン法の支持者は、さらに、絶対主義的官憲国家に対する攻撃において、市民的政治的自由権の実施への要求を掲げた。バイエルンとヘッセンの議会において、ラインランドの政治生活において、はたまたフランクフルトの国民集会において、ライン地方の法曹は指導的な役割を果たした。ナポレオン法典についてのライン同盟の討論は、それらに対する準備作業となり、ラインランドの境界をこえ、ライン・フランス法に対する関心呼びさました。バーデンでは、そのラント法典は自由主義的成果の重要な一つに数えあげられた。サヴィニーおよび歴史法学の逆コースにもかかわらず、フランス法への学問的研究も絶えなかった。

かくみると、ライン同盟の改革国家は、自らをも超える政治的社会的運動を呼びおこしたのである。中央集権的行政改革は——従来、絶対主義的ライン同盟改革の中心とみなされていたが——憲法的社会的国民政策的プログラムによって補強された。そのプログラムの推進力は、三月前期の自由主義において、さらに影響を及ぼした。一八一五年の転回が一九世紀におけるドイツ史の直線の発展を妨げたけれども、ライン同盟時代は、国家と社会の新しい形成に対する基礎をおいたのである。もっとも、プロイセン中心の狭い歴史叙述が、長い間不当にも、それを未来なきものとさきつけたのであるが。

VII

おわりに、紹介者の感想を述べて、擲筆したい。

本書において、著者は、ライン同盟諸国におけるナポレオン法典の継受モデルのうち、モデル国家における無制限の継受に対しては、憲法改革を伴わない民法改革は混乱をまねくだけであるとして、否定的であるのに対し、法典を修正して継受したバーデン方式と、反封建的規定の適用を延期して、その間に社会・憲法改革を行なおうとするナッサウ方式を、いずれも理想と現実を調和させたものとして、評価している。著者は、後者のなかでも、ナッサウ方式をより評価しているように思われるが、それが実を結ばなかった理由を、封建的勢力の抵抗と、とくにナポレオンの支配政策（およびその変更）に求めている。そして、全体として、著者はライン同盟時代の民法改革の努力を高く評価し、とくに、フォイエルバッハのほか、ブラウアー、アルメンディンゲン、モントゲラスなど、ドイツでも忘れられていた法律家と官僚について、その本来の意図を明らかにすることによって、再評価を試みている。さいごに、著者は、ライン同盟時代のナポレオン法典の継受の試みは、その多くが挫折したけれども、その後のドイツの自由主義の発展に貢献したとし、従来のプロイセン中心史観を批判している（この点は、シュネーベルトの評価も一致している。彼も、ライン同盟時代のフランス法の継受を、自由主義を促進するものとして、全体的に評価し、フランス法は、一九世紀において

近代的ドイツ法秩序の精神的基礎を形成するのに貢献した、として
p. 59. Schubert ZRG GA 94, 180 ff.)

以上のような著者の見解が、ドイツ史の理解として正しいかどうかを判断する能力は、紹介者にはない。本書は、このテーマに
関するはじめての本格的な研究書であるため、ドイツの学界の評
価も、今後の問題である。著者は、本書によって比較社会学へ寄
与しようとしているが、明治期と第二次大戦後の二度にわたっ
て、遅れた社会的基盤の上に西欧近代法を継受したわれわれにと
って、本書は多くの教訓を与えてくれる。

〔あとがき〕 私が矢田俊隆先生の名前をはじめて知ったの
は、マイネッケ『独逸国民国家発生の研究』の訳者としてであっ
た。この訳書を、昭和二〇年二月、東大法学部の学生として、出
征前のひととき、この世の最後の読書になるかもしれないと思
いながら、懸命になって読んだのは、いまとなれば懐しい思い出
がある。幸い、昭和二五年四月、われわれは相前後して北大法学部
に奉職し、それ以後今日にいたるまで、先生には公私とも大いに
御世話になった。とくに、歴史の見方について先生から教えられ
た所は多い。それにもかからず、先生の退官記念号に本稿のよう
なものしか書けなかったことについて、申訳なく思う次第であ
る。